

問題 79 次の経緯で特例申告書の提出後に修正申告を行い、当該修正申告により納付すべき関税額として6,279,900円を納付することとなった。この場合に、当該関税額に併せて納付すべき延滞税の額を計算しなさい。

なお、延滞税の税率は、年2.5%（当該関税の納期限の翌日から2月を経過する日以後は年8.8%）として計算しなさい。

令和3年6月25日	輸入申告及び輸入許可の日
令和3年7月1日	保税地域から貨物を搬出した日
令和3年7月16日	特例申告書の提出及び納税の日
令和3年9月30日	修正申告の日
令和3年12月24日	未納関税額を全額納付した日

5 加算税

問題 80 特例輸入者が、次の経緯により、輸入申告をし許可を受けた特例申告貨物について期限後特例申告書を提出した場合に課される無申告加算税の額を計算しなさい。

なお、当該特例輸入者については、以下の事実が確認されている。

- ① 当該期限後特例申告書の提出は、決定があるべきことを予知して行われたものではない。
 - ② 期限内特例申告書を提出する意思があったと認められる。
- | | |
|-----------|--|
| 令和3年5月18日 | 輸入申告を行い、輸入許可を受けた日 |
| 令和3年6月30日 | 当該特例申告貨物に係る特例申告書の提出期限 |
| 令和3年7月22日 | 当該特例申告貨物について期限後特例申告書を提出及び当該期限後特例申告書に基づき関税額(482,600円)を納付した日 |

問題 79 88,600円

1 延滞日数

延滞日数は、法定納期限（輸入許可の日の属する月の翌月末日である7月31日）の翌日から未納関税額の納付の日までの日数である。

8月-31日、9月-30日、10月-31日、11月-30日、12月-24日 計146日
このうち、納期限（修正申告の日）の翌日から2月を経過する日（11月30日）後の延滞日数は24日となる。

2 延滞税の額

6,279,900円

↓ 1万円未満の端数切捨て

$6,270,000円 \times 2.5\% \times 122日 (146日 - 24日) + 365日 = 62,393円$
(1円未満の端数切捨て)

$6,270,000円 \times 8.8\% \times 24日 + 365日 = 36,200円 (1円未満の端数切捨て)$
 $62,393円 + 36,200円 = 98,593円$

↓ 百円未満の端数切捨て
88,600円

根拠規定：関税法第9条第2項第4号、第12条、附例第6項

問題 80 0円

期限後特例申告書の提出により課される無申告加算税は、設問のお書にあるような条件をすべて満たしている場合であって、特例申告書の提出期限から1月を経過する日までに当該期限後特例申告書が提出されたときは、課されない。

根拠規定：関税法第12条の3第6項、関令第9条の3